

(平成22年6月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 8 日から平成元年 12 月 31 日まで
私は、社会保険事務所（当時）に、有限会社A及びB株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、両事業所に勤務した申立期間の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

私は、昭和 63 年 7 月 8 日に有限会社A（平成元年 9 月 20 日にB株式会社に吸収合併。現在は、株式会社C）に入社し、有限会社A及びB株式会社において、軽トラックでD県内及びE方面にF用品等を配送する業務に従事していた。正社員として勤務していたにもかかわらず申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社における複数の同僚の供述から判断すると、有限会社Aへの入社日は特定できないものの、申立人は、B株式会社で平成元年 12 月 31 日までの期間において勤務していたものと推認される。

しかし、有限会社A及びB株式会社から社会保険事務を受託していたG事務所では、「有限会社A及びB株式会社においては、勤務形態等から厚生年金保険の加入要件を満たすと思われる者であっても、厚生年金保険の加入手続が行われていない者がいた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人が同僚として挙げた 13 人のうち 10 人（うち配送業務従事者は 6 人）は厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、他の 3 人（うち配送業務従事者は 2 人）については厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、有限会社A及びB株式会社は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させてい

たとは限らない状況がうかがえる。

また、G事務所では、「有限会社A及びB株式会社においては、厚生年金保険に加入させる者は同時に雇用保険にも加入させていた。」と供述しているが、申立人に係る有限会社A及びB株式会社の雇用保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、有限会社A及びB株式会社に係るオンライン記録に、申立人の名前は無く、健康保険番号に欠番も見当たらないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、株式会社Cは、当時の人事記録等を保管していないことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料を得ることができない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の始期である昭和63年7月8日から平成2年4月1日までの期間において国民年金に加入し、このうち一部期間については、国民年金保険料の納付免除を申請していることが確認できる。

このほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 62 年 12 月 26 日から 63 年 8 月 10 日まで
②平成 9 年 5 月 10 日から同年 8 月 1 日まで
③平成 10 年 6 月 27 日から同年 8 月 1 日まで

私は、社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、すべての申立期間の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間①は、同級生の紹介で A 株式会社（現在は、B 株式会社。）に数か月間において勤務した。

また、申立期間②は、C 株式会社に運転手として勤務したが、入社後、腰を痛めたので健康保険に加入してもらおうよう同社に依頼したが、加入させてもらえなかったため退職した。

さらに、申立期間③は、D 株式会社 E 営業所で勤務したが、入社月から 2 か月間について同社は意図的に厚生年金保険に加入させていなかったと思う。すべての申立期間とも間違いなく勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及び申立人が記憶している同僚の供述から判断すると、申立期間①のうち、少なくとも昭和 63 年 1 月 11 日から同年 4 月 24 日までの期間について、A 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 株式会社は、当時の人事記録等を保持しておらず、申立人の勤務期間は不明と供述しており、当時の労務担当者は、「厚生年

金保険に加入させるかどうかは、上司が入社後の勤務期間及び勤務態度等を考慮して個別に行っており、従業員全員を入社後直ちに加入させていたわけではなかった。また、当時、当社では試用期間を設けていた。」と述べている上、申立人が名前を記憶している者を含む複数の同僚が「当時、試用期間があった。」と供述していることから判断すると、A株式会社は、申立期間①当時、試用期間を設けており、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A株式会社の申立期間①当時に係るオンライン記録に申立人の名前は無い。

- 2 申立期間②について、C株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録から、申立人が記憶している同僚の名前が申立期間②において確認できることなどから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C株式会社は、当時の人事記録等を保持していないため、申立人の勤務期間は不明と供述している上、C株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録から、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚5人は、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人が申立期間②において申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、入社直後から厚生年金保険に加入しているとする複数の同僚のうち二人は、「私は、C株式会社から別の会社への出向という勤務形態であった。」、「私は、C株式会社F事業所に勤務していたので、C株式会社本社の事情は分からない。」と供述しており、残る一人は、「私は申立人と同じ運転手として勤務していたが、会社から勧誘されて入社した経緯があるため、入社と同時に厚生年金保険に加入していたが、私以外の運転手には試用期間が設けられており、試用期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているところ、いずれも申立人とは勤務形態、勤務地及び入社経緯が異なっていることが確認できるとともに、事業主は、申立期間②当時、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、C株式会社の申立期間②当時に係るオンライン記録に申立人の名前は無い。

- 3 申立期間③について、D株式会社が提出した人事記録から、申立人は同社E営業所に平成10年6月29日にアルバイトとして入社後、同年8月1日に見習となり、同年9月1日に正職員となっていることが確認できる。

しかし、D株式会社では、「当時、アルバイトは雇用保険のみに加入させ、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険の加入は見習となった時点において行う取扱いとしていた。」と回答しているところ、申立人の同社における雇用保険被保険者資格の取得日及び厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも平成10年8月1日と記録されており、同社の人事記録において申立人が見習となった日と一致していることが確認できる。

また、D株式会社E営業所の申立期間③当時に係るオンライン記録に申立人の名前は無い。

- 4 このほか、すべての申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人がすべての申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。